自転車運転者講習

危険行為を繰り返す自転車運転者は、「安全講習」の受講義務があります。

講習の流れ

14 歳以上の者で、信号無視など、危険行為を３年以内に２回以上、摘発された自転車運転者

→ 交通の危険を防止するため、都道府県公安委員会が自転車運転者に講習を受けるように命令

→ 自転車運転者講習を受講
【講習時間：３時間】
【講習手数料：６，１５０円】

→ 受講命令に従わない場合
5万円以下の罰金

講習の対象となる危険行為（16 項目）

☆ 信号無視 （法第７条）
☆ 通行禁止違反 （法第８条第１項）
☆ 歩行者用道路における車両の義務違反（法第９条）
☆ 通行区分違反 （法第 17 条第１項、第４項、第６項）
☆ 路側帯通行時の歩行者の通行妨害 （法第 17 条の３第２項）
☆ 遮断踏切立入り違反 （法第 33 条第２項）
☆ 交差点安全進行義務違反等 （法第 36 条）
☆ 交差点優先車妨害等 （法第 37 条）
☆ 環状交差点安全進行義務違反等 （法第 37 条の２）
☆ 指定場所一時不停止等 （法第 43 条）
☆ 歩道通行時の通行方法違反 （法第 63 条の４第２項）
☆ 制動装置（ブレーキ）不良自転車運転 （法第 63 条の９第１項）
☆ 酒気帯び運転等 （法第 65 条第１項）
☆ 安全運転義務違反 （法第 70 条）
☆ 携帯電話使用等（法第 71 号第５号の５）
☆ 妨害運転（交通の危険のおそれ・著しい交通の危険）
（法第 117 条の２第１項第４号、第 117 条の２の２第１項第８号）

※ 妨害運転とは
自動車やバイク、他の自転車の通行を妨げる目的で、逆走して進路をふさぐ、幅寄せ、進路変更、不必要な急ブレーキ、ベルをしつこく鳴らす、車間距離の不保持、追い越し違反の７つの行為

チラシデータはこちらからダウンロードできます。